

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	職務上年金給付費等交付金に必要な経費	事業開始年度	平成21年度	作成責任者		
担当部局庁	労働基準局	担当課室	労災補償部労災管理課	木暮 康二		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第40条第1項	関係する計画、通知等	職務上年金給付費等交付金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定により、全国健康保険協会が支給するものとされた同法による改正前の船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全国健康保険協会が雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用を同協会に対して交付する。					
実施状況	(保険給付支出状況) 平成21年度 : (支払件数)15,611件 (保険給付支払金額)1,788百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	—	—	1,304	7,799	8,245
	執行額	—	—	1,304		
	執行率	#VALUE!	#VALUE!	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	—	—	1,823		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	全国健康保険協会に対しては、当省の要求に応じ速やかにその求めに応じ必要な情報を提供させるとともに、平成22年度においては四半期毎に当該交付金に係る「概算払請求書」を提出させることにより、事業の遂行及び支出状況について適宜把握することとしている。また、事業年の翌年度の4月10日までに「事業実績報告書」を提出させ、事業内容が適正か否かの確認を行っている。				
	見直しの余地	当該交付金については、船員保険の統合に伴う施行日(平成22年1月1日)前に支給事由の生じた職務上年金給付費及び職務上疾病給付費相当分として被災労働者に対する必要な保険給付費であり、削減は困難である。今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
予算・監視の効率化	本事業については、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第30号)に基づく職務上年金給付費等の交付であることから、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記	(※) 予算の状況欄中、執行額(1,304百万円)と総事業費(1,823百万円)との差額については、当該事業年度の翌々年度までに全国健康保険協会に交付する(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(政令第296号)第47条第4項)。					

厚生労働省  
1,304百万円(平成21年度執行額)

雇用保険法等の一部を改正する法律  
(平成19年法律第30号)附則第40条第1  
項の規定に基づく保険給付に要する費用  
及び保険給付事業の事務の執行に要す  
る費用。



【交付金】

A. 全国健康保険協会  
1,823百万円(総事業費)  
※うち国費 1,304百万円

【うち事務費 35百万円】

旧船員保険法の規定による職務上  
の事由による年金給付。



被災労働者等  
1,788百万円

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万円)

A.全国健康保険協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	被災労働者等への給付費	1,304			
計		1,304	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるように  
 記載)